

国立研究開発法人物質・材料研究機構
DICEアカウント利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和6年9月24日)</u> <u>この約款は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p>別紙 事業連携機関 (第1条関連)</p> <p>ハブ機関 (5 法人) (略)</p> <p>スポーク機関 (19 法人) (略)</p> <p><u>国立大学法人 東京科学大学</u> (略)</p> <p>以上24 法人</p>	<p>(略)</p> <p>別紙 事業連携機関 (第1条関連)</p> <p>ハブ機関 (5 法人) (略)</p> <p>スポーク機関 (19 法人) (略)</p> <p><u>国立大学法人 東京工業大学</u> (略)</p> <p>以上24 法人</p>